平成27年2月9日

在南アフリカ共和国日本国大使館

大使館からのお知らせ(医療情報:黄熱病予防接種証明書)

1 南ア政府は3日、「黄熱病の必要条件の再検討」としてザンビア、タンザニア、 エリトリア、ソマリア、サントメ・プリンシペからの渡航者に対して、今後は黄熱病 予防接種証明書(イエローカード)の提示を求めない旨発表しました。(保健省HP: www.gov.za/south-africa-reviews-yellow-fever-requirements)

これは、世界保健機関(WHO)常任理事会において、黄熱病伝染リスク国及び 黄熱ワクチンが必要な国に関するレビューが行われた結果、これら5カ国が世界保健 機関(WHO)による黄熱病低リスク国リストと位置づけられたことにより、これら 諸国からの渡航者が南アを訪問する際、黄熱病予防接種証明書の提示を不要としたも のです。

2 南アは2005年より、国際保健規則に則り、以下に該当する1歳以上のすべての人に黄熱病予防接種証明書を求めております。よって、同証明書の提示が不要となったザンビア、タンザニア、エリトリア、ソマリア、サントメ・プリンシペの5カ国以外で南アが黄熱病リスク国と位置づけている国(注)から南アへの渡航には依然として同証明書の提示が必要となりますのでご注意下さい。

(1) 黄熱リスク国からの渡航者

(2) 黄熱伝染リスクを有する国の空港に 12 時間以上立ち寄り滞在した渡航者

(注) 南アが黄熱病伝染リスク国と位置づけている国々

アンゴラ、アルゼンチン、ベニン、ボリビア、ブラジル、ブルキナ・ファソ、 ブルンディ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コロンビア、ギニア・ビサウ、コ ンゴ共和国、コート・ジボアール、コンゴ民主共和国、エクアドル、赤道ギニア、エ ティオピア、仏領ガイアナ、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ケニア、リベリア、 マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ル ワンダ、セネガル、シエレ・レオーネ、スーダン、スリナム、トーゴ、トリニダード・ アンド・トバゴ、ウガンダ、ベネズエラ、

3 なお、黄熱病予防接種証明書が有効となるためには、WHOより認可されたワク チンを認可されたワクチンセンターにおいて、南アへ渡航する 10 日以上前に投与し なければならない(ワクチンは投与後 10 日で有効となる)とされています。

(了)